

静岡県立農林環境専門職大学等客員研究員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学外の学術研究者との交流を図ることによって、静岡県立農林環境専門職大学及び静岡県立農林環境専門職大学短期大学部（以下これらを「専門職大学」という。）における学術研究の進展に寄与するため、専門的かつ高度の共同研究に従事しようとする者を客員研究員として受け入れる取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(条件)

第2条 客員研究員は、次の各号のいずれかに該当する場合に受け入れる。

- (1) 専門職大学の教員が、学外の学術研究者と共同研究をする場合
- (2) 専門職大学の教員が、特定の研究の発展のために、学外の学術研究者の協力を必要とする場合

(申請及び承認)

第3条 共同研究をしようとする専門職大学の教員は、客員研究員受入申請書（様式第1号）により、学部長又は学科長（以下これらを「学部長等」という。）を経由して、学長に申請するものとする。

2 前項の申請があった場合、学部長等は、教授会の議を経て学長に提出するものとする。

3 学長は、第1項の申請に基づき受入れを承認したときは、客員研究員受入許可証（様式第2号）を、学部長等を経由して申請者に送付するものとする。

(研究期間)

第4条 研究期間は、1年以内とする。ただし、必要がある場合には、延長することができる。

2 前項の延長申請は、前条を準用するものとする。

(受入の取消)

第5条 客員研究員が、専門職大学の諸規程に違反したとき又は専門職大学の運営に重大な支障をきたすような行為をしたときは、学長は、当該客員研究員の承認を取り消すことができる。

(身分の取扱い)

第6条 客員研究員と静岡県との間には、身分関係は生じないものとする。

2 客員研究員には、給与その他の給付は支給しない。

(施設の利用)

第7条 客員研究員には、研究に必要な範囲内で施設、設備の利用を認めることができる。

(委任)

第8条 この規程に定めるほか、必要な事項は学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年2月16日から施行する。

(様式第1号)

客員研究員受入申請書

令和 年 月 日

静岡県立農林環境専門職大学（短期大学部）学長 様

(申請者) 所属

職・氏名

下記の者を専門職大学の客員研究員として受け入れしていただきたく、申請します。

記

(ふりがな) 氏名	()	性別	男 ・ 女
		年齢 (年月日)	歳 (年 月 日)
現住所			
現住所 (海外)			
新住所			
所属機関及び 職名			
最終学歴			
研究歴及び職 歴の概要			
共同研究等の 目的及び内容			
研究期間	年 月 日～ 年 月 日		

注1 次の資料を添付すること

- ①研究実績が記載された調書
- ②身元を証明する書類（海外からの場合はパスポート等）の写
- ③派遣元からの派遣に関する書類がある場合は、その写

2 海外からの受け入れの場合は、国内での現住所、新住所（客員研究員となった後の住所）に加え、海外での住所も記載すること

(様式第2号)

客員研究員受入許可書

令和 年 月 日

様

静岡県立農林環境専門職大学（短期大学部）学長
印

年 月 日付で申請のあった客員研究員の受け入れについて、下記のとおり承認します。

なお、専門職大学での施設及び設備の利用は、別紙のとおりとします。

記

(ふりがな) 氏名	()
受入期間	年 月 日～ 年 月 日
受入教員	
共同研究等の目的 及び内容	
留意点	